

## ○阪南大学における公的研究費の使用に係る不正行為の防止等に関する規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、阪南大学(以下「本学」という。))において公的研究費(以下「研究費」という。)に関わる全ての構成員が、研究費の使用に係る不正行為及びその他の不正とみなされる行為(以下「不正行為等」という。)を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はそのおそれがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 構成員とは、本学に所属する研究者(産業経済研究所特定研究員を含む。)、事務職員及びその他公的研究費の使用に係る者をいう。

### (定義)

- 第2条 この規程における研究費とは、文部科学省等の公的機関(以下「公的機関」という。)より配分を受ける競争的研究資金等をいい、不正行為とは、研究費の不正使用及び研究費の使用に係る研究活動上の不正行為(捏造、改ざん、盗用等、不正な手段を用いて研究活動を行うこと。)をいう。

### (遵守事項)

- 第3条 構成員は、健全な研究活動を保持し、研究費の使用に係る研究活動において、不正が起こらない環境を形成するため、不正行為等を行わず、また第三者にさせてはならない。
- 2 構成員は、研究成果の公開に関連する資料等を適切な方法で保管するなど、研究活動に係わる内容やデータ等への疑義等が生じた際に責任をもって対応できるようにしなければならない。
- 3 構成員は、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守しなければならない。

### (管理責任者の設置)

- 第4条 前条に定める遵守事項を確実に履行するため、管理責任者を置く。
- 2 前項の管理責任者は、「阪南大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」2に定める。

### (受付窓口)

- 第5条 研究費の使用に係る研究活動において、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む告発、不正行為等に関する通報等及び通報等に係る相談(通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。)(以下「告発等」という。)に対応するため、学長室総務企画課内に受付窓口を設置する。
- 2 原則として、匿名による告発等は、これを受け付けない。
- 3 第1項の告発等があった場合は、学長室長は最高管理責任者へ速やかに報告を行わなければならない。

### (事案の調査)

- 第6条 最高管理責任者は、告発等の報告があったときは、速やかに調査委員会を招集し、当該告発等がなされた事案について予備調査を開始する。
- 2 最高管理責任者は、調査委員会において、告発等を受けたときから30日以内に告発等の内容の合理性を確認し、調査の可否を判断するとともに、更に本格的な調査(以下「本調査」という。)の可否を決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、理事長、告発者、被告発者(被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するほか、当該告発等に係る公的機

関に報告し、調査方針、調査対象及び方法等について協議を行うものとする。

- 4 調査委員会は、本調査を通じて不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等についての認定を行う。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を告発者に通知する。
- 6 調査委員会については、阪南大学における公的研究費の使用に係る不正行為等の調査委員会規程に定める。

(調査結果の通知)

第7条 最高管理責任者は、前条による本調査の結果を速やかに理事長、告発者及び被告発者に通知するとともに、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該告発等に係る公的機関に提出する。

2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該公的機関に提出するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該公的機関に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、当該公的機関からの求めがあれば、調査の終了前でも調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出するものとする。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出、閲覧及び現地調査に応じるものとする。

(不服申立て)

第8条 調査の結果、不正行為等を行ったと認定された被通報者は、前条の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものと認定された通報者(次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発等と認定された者を含む。)は、前条の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

(再調査)

第9条 前条の不服申立てに基づき再調査を実施する場合は、被通報者又は悪意に基づくものと認定された通報者に対し、最高管理責任者は調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者又は悪意に基づくものと認定された通報者が必要な協力を行わない等の場合は、再調査を取りやめることができる。

(措置)

第10条 最高管理責任者は、前条までの規定により調査委員会における最終結果の報告を理事長に行い、理事長は最高管理責任者と協議のうえ、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずるものとする。なお、不正な使用等の事実が認められる場合は、「阪南大学専任教育職員就業規則」第53条及び第54条、「阪南大学総合型職員就業規則」第52条及び第53条並びに「阪南大学特定型職員就業規則」第60条及び第61条に基づく懲戒の対象となるものとする。

2 研究費に係る措置については、前項に加え、関連法規等及び当該事案に係る公的機関の指示により、最高管理責任者が行うものとする。

(公表)

第 11 条 最高管理責任者は、不正行為等が行われたことを認定した場合は、速やかに通報者、被通報者及び当該通報等に係る公的機関に通知し、次の事項を公表するものとする。

- (1) 不正行為等に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為等の内容
- (3) 行った措置の内容
- (4) その他必要と認める事項

2 最高管理責任者は、悪意による告発等があった場合は、通報者の所属及び氏名を公表することができる。

(調査への協力)

第 12 条 不正行為等の事案の調査等に関係する者は、この規程に基づく予備調査、本調査及び再調査等に際して、協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 13 条 大学は、告発等(通報等に関する相談を含む。)をしたことを理由として、当該通報者等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第 14 条 この規程に定める不正行為等における申立て、情報提供及び調査等に関わった者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第 15 条 この規程に関する事務は、研究部学術情報課が行う。ただし、第 5 条から第 14 条に関する事務は、学長室総務企画課が行う。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は最高管理責任者が定める。

(規程の改廃)

第 17 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 7 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 6 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 26 日)

この規程は、平成 27 年 6 月 26 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 5 日)

この規程は、令和元年7月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年10月22日)

この規程は、令和2年10月22日から施行し、令和2年7月28日から適用する。

附 則(令和3年3月5日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月22日)

この規程は、令和6年7月22日から施行し、令和6年6月1日から適用する。